

加賀市介護保険事業計画策定委員会
第3回会議

資料3

地域密着型サービスの 整備方針について

平成18年3月17日
加賀市

今後の介護サービス 基盤整備の展開

第3期加賀市介護保険事業計画 におけるサービス基盤整備方針

- 平成18～20年度においては、介護保険適用の入所施設、居住系サービスの新規整備は行わない。
- 既存入所施設の個室化・ユニットケアを推進する。
- 認知症高齢者向けの地域密着型サービスの整備を推進する。

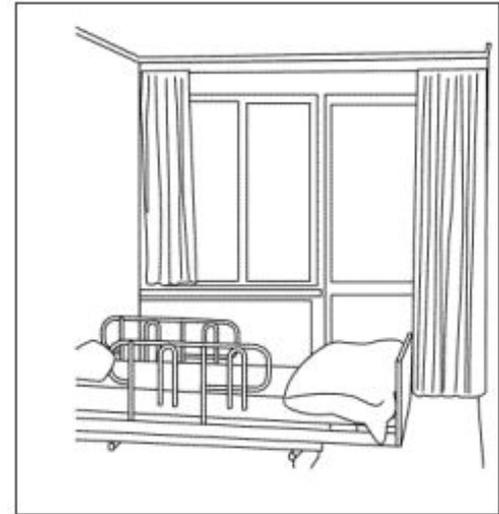
個室化・ユニットケアについて

特別養護老人ホームの個室化

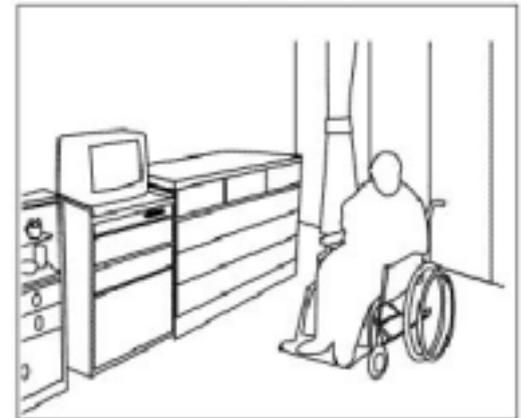
- 特養ホームは「生活施設」であり「終の棲家」となる可能性が高い。
- 入居者のプライバシーを保護し、尊厳を守る。
- 入居者は個室に入居したいと思っている。
- 「個室はぜいたく」ではなく、生活する上で最低限必要な設備。
- 「寝たきりや認知症になったら、環境は最低でいい」という誤解。

個室とは？

- 「一人部屋 = 個室」ではない。
- 家具類を含めた愛用の品々を自由に持ち込み、入居者の好みでレイアウトができる。
- ドアが内側から施錠できる。
- 私物を持ち込めなかったり、常に何らかの監視、干渉を受けるような部屋は、「個室」ではない。



一人部屋(ベッドのみ)

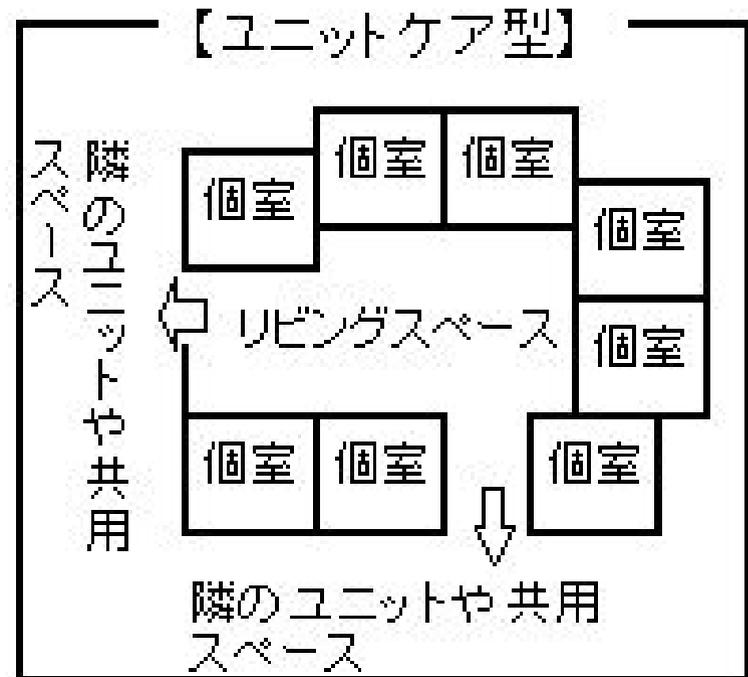
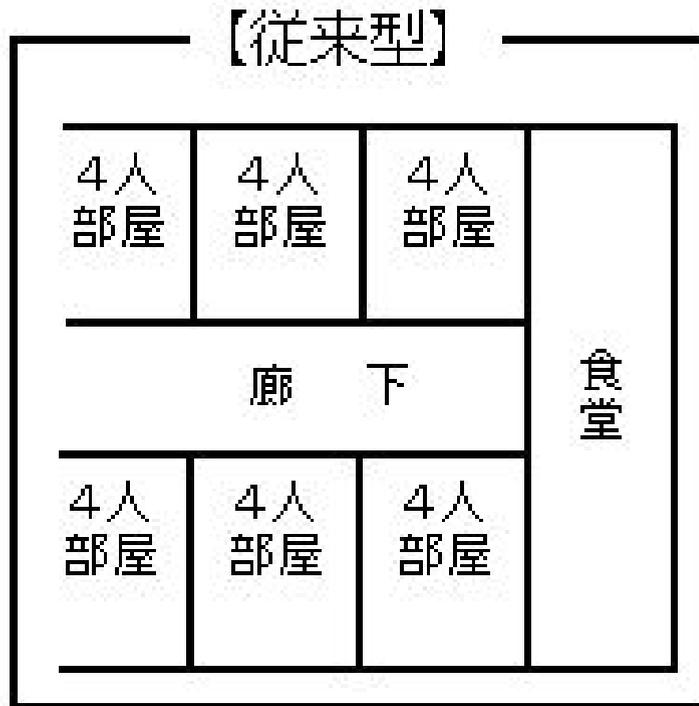


個室(使い慣れた家具などがある)

ユニットケアとは？

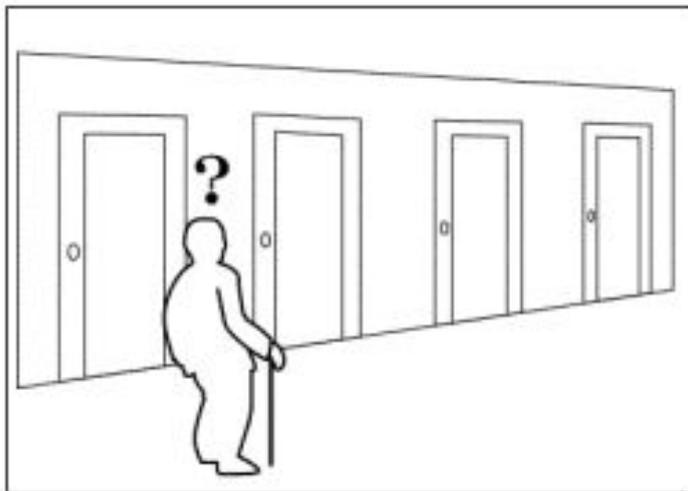
- 6人～15人程度の高齢者に暮らしやすい生活単位でのケア
- 今までの30～50人の集団的処遇では一人ひとりの顔を憶えたり、個人的な人間関係を形成していくことが困難。
- ユニットごとに、なじみの固定職員が配置
- 集団で一斉に展開される強制的な生活リズムから、個々のペースを受け入れながら、自然に流れる生活リズムへ
- 施設に入居しても、できる限り、ごく普通の生活を営むための方法

従来型とユニットケア型の居室の配置例



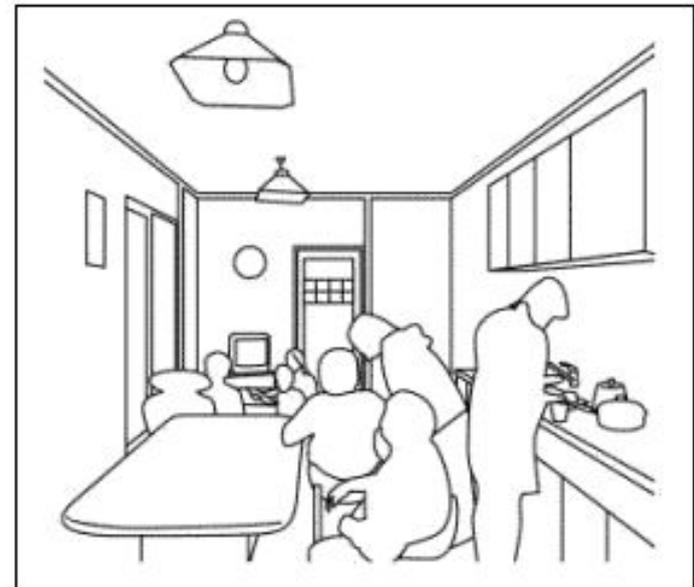
個室とリビング等の共用空間で構成

個室化しても共用空間が貧しければ交流は生まれにくい。



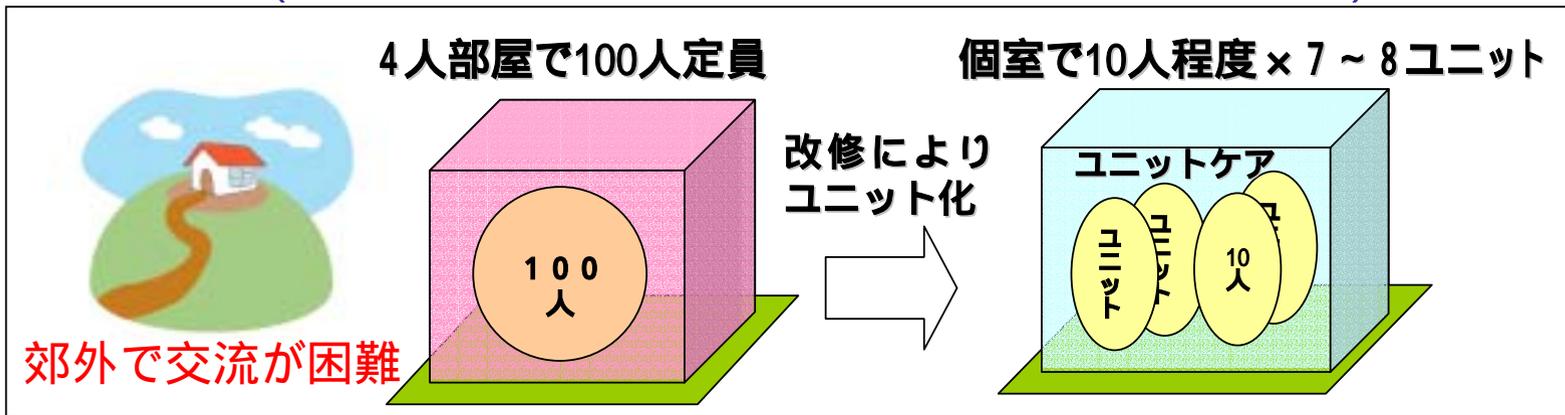
同じパターンの繰り返しによる混乱

個室が小グループを形成し、段階的な共用空間があれば、交流が生まれやすい。



家庭的な雰囲気の小人数グループでの食事

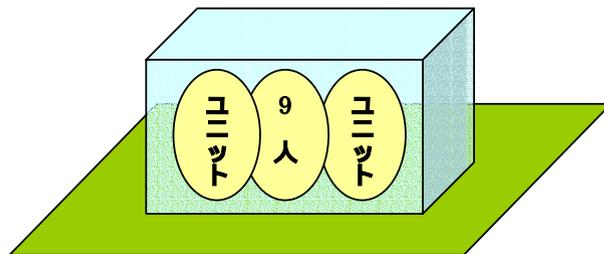
特別養護老人ホームの地域展開 (サテライト型特別養護老人ホーム)



居室の一部を
サテライト化

- ・多床室を個室ユニットケア型に改修
- ・小規模の特別養護老人ホーム(個室ユニット型)を街中に整備し、本体施設と一体的に運営

小規模(定員29人以下)特別養護老人ホーム
個室で9人程度×2～3ユニット



街中で地域と交流

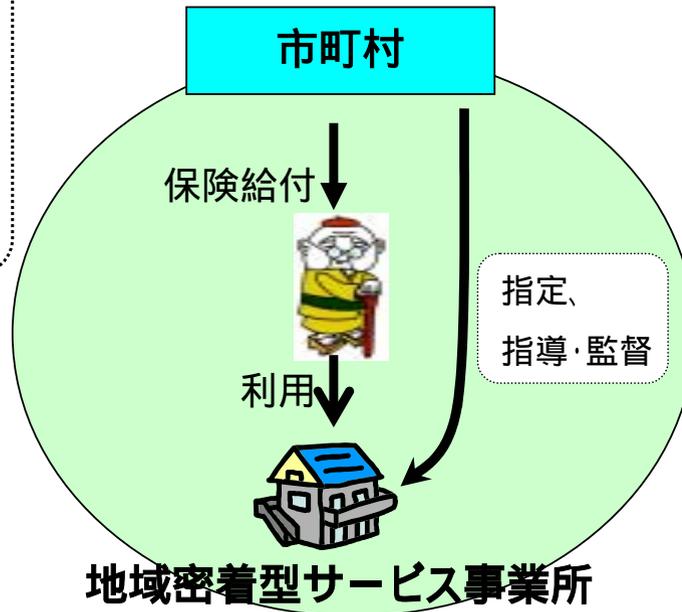
地域密着型サービスの 整備について

地域密着型サービス

要介護者が住み慣れた地域で生活できるように、身近な生活圏域で利用するサービス(=地域密着型サービス)

1: 事業所のある市町村の住民のみが利用可能

- ・指定権限は市町村
- ・その市町村の住民のみがサービス利用可能



2: 地域単位で適正なサービス基盤整備

- 市町村を分割した生活圏域単位で必要整備量を定める。
- ・過剰な整備は抑制される。
- ・サービス基盤の整備が遅れている地域で、計画的に整備促進。

3: 地域の実情に応じた指定基準、介護報酬の設定

市町村が報酬額を変更できる。

4: 公平・公正透明な仕組み

指定(拒否)、指定基準、報酬設定には、地域住民、高齢者、経営者、保健・医療・福祉関係者等が関与

認知症高齢者ケア

- 生活そのものをケアとして組み立て
- 環境の変化による悪化の回避
- 認知症高齢者ケアの要件

小規模な居住空間

なじみの人間関係

家庭的な雰囲気

住み慣れた地域での生活

- 認知症高齢者ケア これからのケアの標準

加賀市で整備する 地域密着型サービス

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(サテライト型特別養護老人ホーム)

小規模多機能型居宅介護

認知症対応型通所介護
(認知症対応デイサービス)

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)については12か所整備済み

小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせることで、在宅での生活継続を支援する。

利用者の自宅



在宅生活の支援

地域に開かれた透明な運営
サービス水準・職員の資質の確保

管理者等の研修
外部評価・情報開示

運営推進会議の開催
地域包括支援センターとの連携

小規模多機能型居宅介護事業所

様態や希望により、
「訪問」

「訪問」

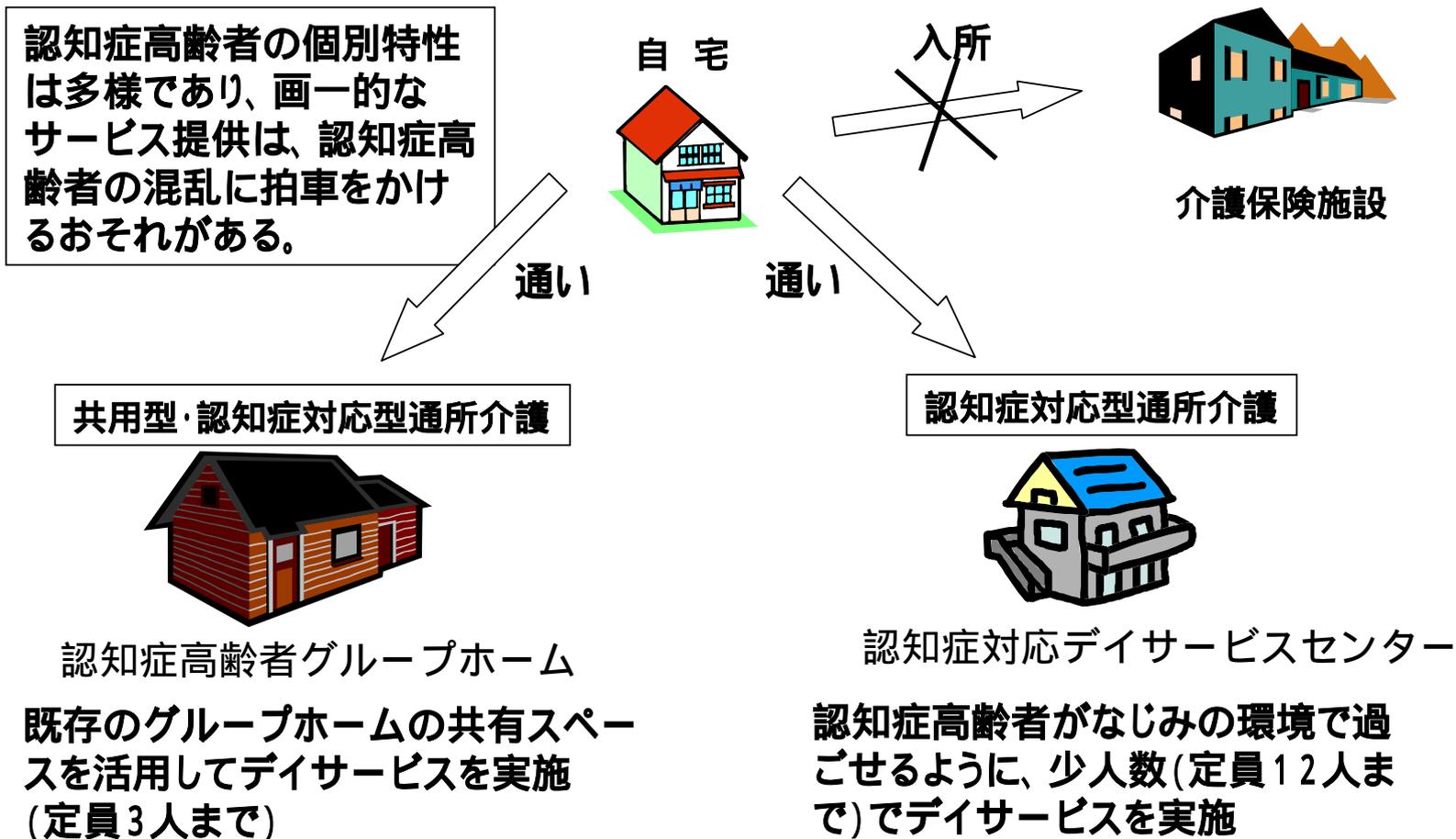
「通い」を中心
とした利用

様態や希望に
より、「泊まり」

「通い」の利用者15名程度
1事業所の登録者は25名程度
「泊まり」は「通い」の利用者に限定
「泊まり」の利用は5～9名程度
どのサービスを利用しても、なじみの職員によるサービスが受けられる。

認知症対応型通所介護(デイサービス)

在宅生活の継続を希望する認知症高齢者のための小規模な個別ケアが提供できるデイサービスを整備する。



日常生活圏域ごとの 整備計画について

整備は日常生活圏域ごと計画的に行う

加賀市の日常生活圏域



日常生活圏域ごとの地域密着型 サービス量について

加賀市の日常生活圏域ごとの地域密着型サービス量については、平成18年4月にサービス提供意向調査を実施のうえ、早急に圏域ごとの整備計画を策定し、当該計画を介護保険事業計画の一部とみなすこととする。

- ・既存事業者によるサテライト型特別養護老人ホームの整備、共用型認知症対応型通所介護の実施によって、圏域ごとの地域密着型サービスの提供量が大きく変動することとなる。
- ・地域密着型サービスの運営基準については平成18年3月14日に公布されたところであり、事業者の整備意向が現段階では明確になっていない。

圏域ごとの整備計画については、平成18年度に設置する加賀市健康福祉審議会高齢者分科会で策定する。

今後の地域密着型サービスの 指定スケジュール（予定）

小規模多機能型居宅介護

事業開始	平成18年10月以降	1か所
	平成19年4月以降	1か所
	平成20年4月以降	1か所

認知症対応型通所介護

事業開始 平成18年10月以降 事業所数未定
(共用型の実施意向を確認の上、通常型の量を決定)

サテライト型特別養護老人ホーム

事業開始 平成19年4月以降 2か所
平成20年4月以降 1か所
(既存施設の実施意向を確認の上、決定)

現段階の案であり、意向調査等の結果によって、スケジュールに変更があります。

居宅サービスの整備状況 について

既存の居宅サービス基盤の分布

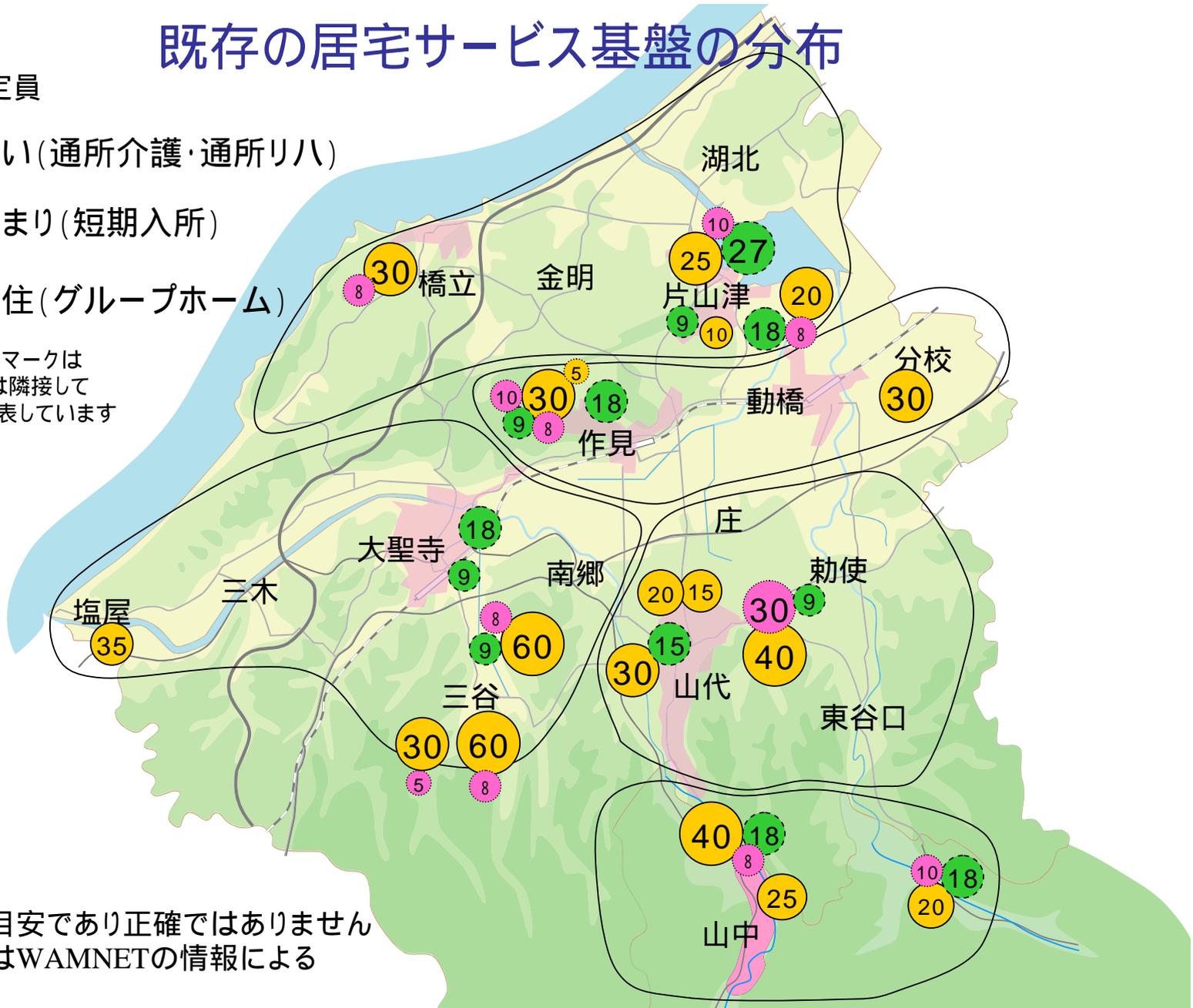
数字は定員

15 通い(通所介護・通所リハ)

10 泊まり(短期入所)

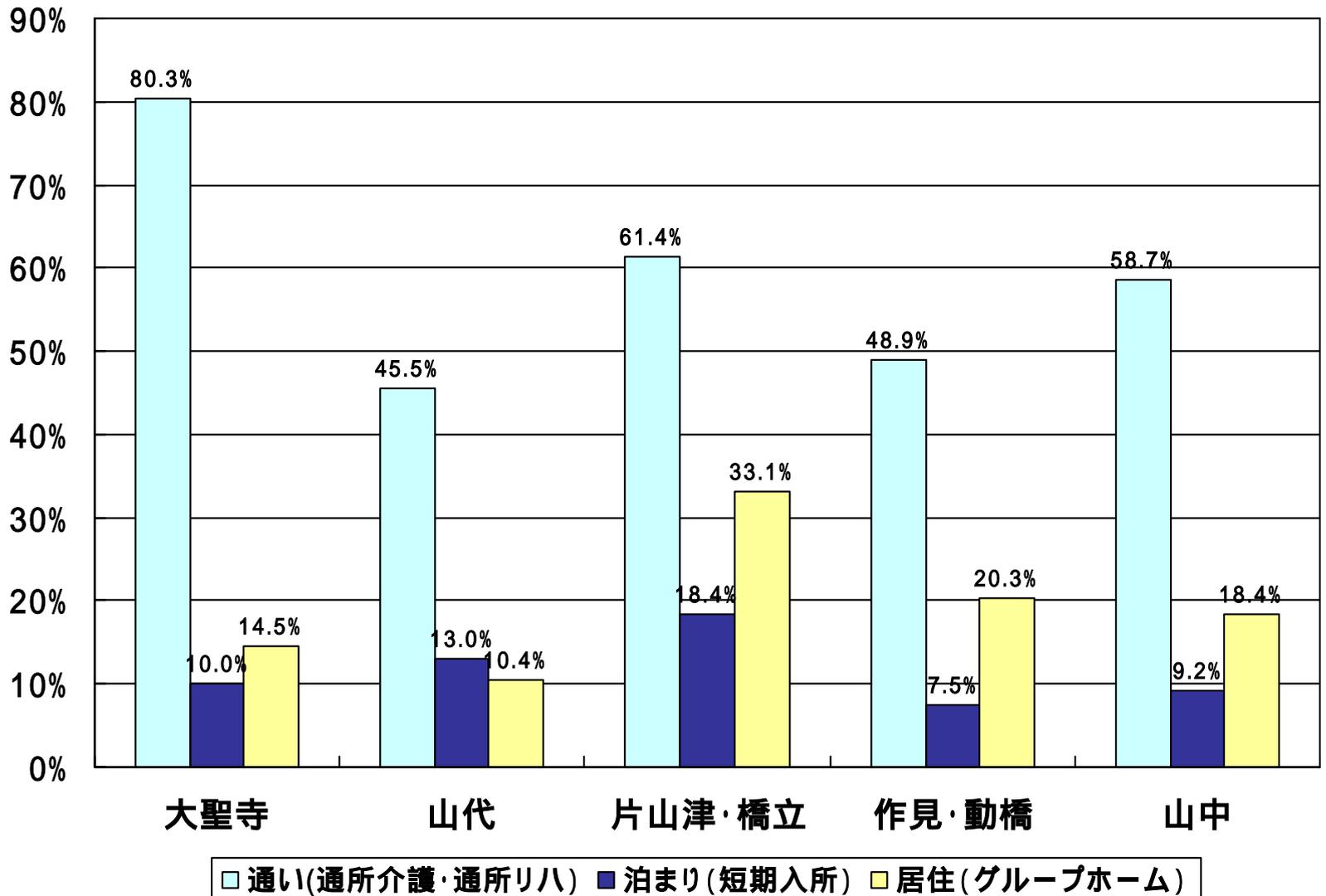
9 居住(グループホーム)

接しているマークは
併設または隣接して
いることを表しています



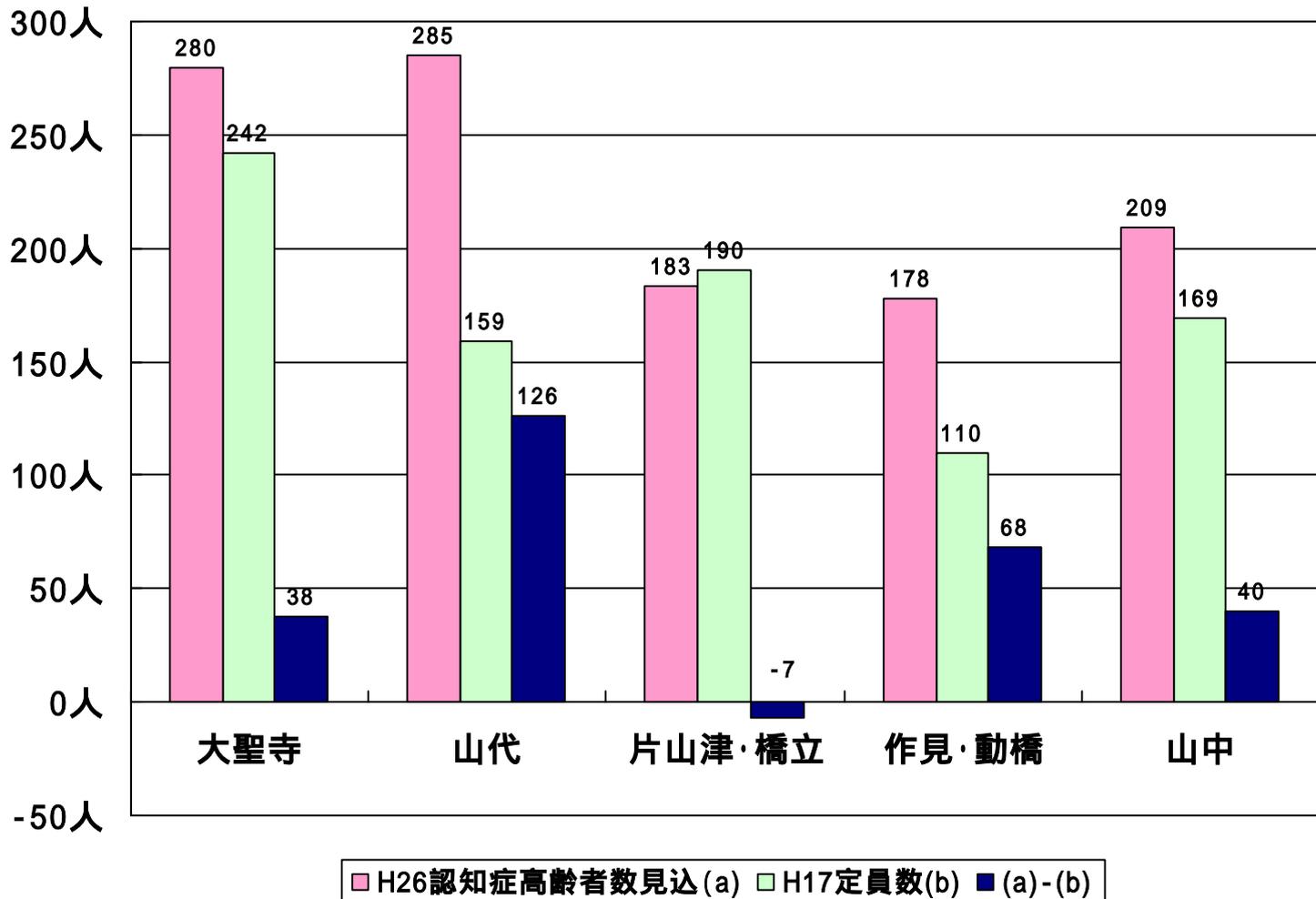
位置は目安であり正確ではありません
定員数はWAMNETの情報による

圏域別居宅サービス整備率



各圏域の認知症高齢者数に対するサービスの定員数の割合

平成26年認知症高齢者数見込み と平成17年居宅サービス定員数



居宅サービス定員数・・・通所介護、通所リハ、短期入所生活介護、短期入所療養介護、グループホームの定員数の合計

整備事業者の決定方法について

整備事業者の決定方法

地域密着型サービスの整備事業者は、介護保険事業計画におけるサービス量の範囲内において、原則として整備希望事業者からの公募により決定する。

事業者の選定基準、応募事業者の選考は加賀市健康福祉審議会高齢者分科会で審議の上決定する。

既存施設の改修によるサテライト化、通所介護などから小規模多機能型居宅介護へ転換するなど、介護保険事業計画の総サービス量を逸脱しない形で、地域密着型サービスを整備する場合には、公募によらず個別協議により認める。

の場合でも高齢者分科会で承認を得るものとする

地域密着型サービスの みなし指定について

地域密着型サービスのみなし指定について

平成18年4月1日現在で石川県の指定を受けている認知症高齢者グループホーム等については、加賀市から地域密着型サービス及び介護予防地域密着型サービスの指定を受けたものとみなされる。

介護保険法等の一部を改正する法律案 附則 (介護保険法の一部改正に伴う経過措置)
第10条(抄)

2 この法律の施行の際現に旧介護保険法第41条第1項本文の指定を受けている認知症対応型共同生活介護の事業を行う者については、施行日に、当該事業を行う事業所の所在地の市町村の長(施行日の前日において当該市町村以外の市町村(以下この条において「他の市町村」という。)が行う介護保険の被保険者がこれらのサービスを利用している場合には、当該他の市町村の長)から、新介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型共同生活介護に係る新介護保険法第42条の2第1項本文の指定を受けたものとみなす。

介護保険法施行令 附則 (平成17年改正法の施行に伴う経過措置)
第10条(抄)

平成17年改正法の施行の際現に旧介護保険法第41条第1項本文の指定を受けている認知症対応型共同生活介護の事業を行う者については、施行日に、当該事業を行う事業所の所在地の市町村の長(施行日の前日において他の市長村が行う介護保険の被保険者が当該認知症対応型競合生活介護を利用している場合には、当該他の市長村長)から、法8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護に係る法第54条の2第1項本文の指定を受けたものとみなす。

みなし指定予定の認知症対応型グループホーム

圏域	名称	設置法人	住所
大聖寺	グループホームいろり	社会福祉法人朋友会	幸町1丁目14番地
	グループホームまどい	医療法人社団長久会	直下町イ32-1
	グループホーム東町	医療法人社団修和会	大聖寺東町2丁目9
山代	篤寿苑グループホーム	社会福祉法人篤豊会	上野町ケ254
	高齢者グループホームいこいの家	医療法人社団長久会	山代温泉11の108番地2
片山津・橋立	グループホームじざい	医療法人社団修和会	富塚町中尾1番地の23
	ぬくもりの里	有限会社ウェルライフ	片山津町北118番地
	グループホーム 片山津	社会福祉法人篤豊会	片山津温泉ア97番11
作見・動橋	加賀中央グループホーム	社会福祉法人篤豊会	山田町蛇谷1-16
	グループホーム 桜の園	有限会社シブヤ	松が丘1丁目15番地15
山中	グループホームしゃくなげ	社会福祉法人鶴寿会	山中温泉滝町1番地1
	しらすぎ苑グループホーム	社会福祉法人篤豊会	山中温泉長谷田町チ17-1

地域密着型サービスの 指定基準等について

地域密着型サービスは、被保険者等の意見を反映させながら、市町村が指定を行うとともに、国が定める基準の範囲内で、地域の実情に応じた弾力的な指定基準と報酬設定ができることとなっている。

(介護保険法第42条の2第4項、第78条の4第4項)

加賀市では、当面、平成18年4月から提供される地域密着型サービスの指定基準と介護報酬の設定に関することについては、国の基準どおりとする。

その他の入所施設等の 今後の展開について

その他の入所施設等の今後の展開

- ・ 認知症高齢者グループホームの多機能化

加賀市の短期利用特区の全国展開

共用型認知症通所介護の実施

医療サービスとの連携体制強化

- ・ 介護老人保健施設

在宅復帰機能の強化

一部サテライト化による地域展開

その他の入所施設等の今後の展開

- ・ **介護療養型医療施設（療養病床）**

国の医療制度改革の中で検討が行われている。

療養病床については、医療の必要度の高い患者を受け入れるものに限定し、医療保険で対応するとともに、医療の必要性の低い患者については、病院ではなく在宅、居住系サービス、受け止めることで対応する。（平成23年度までに介護保険適用病床は廃止の方向）

- ・ **特定施設入所者生活介護**

（ケアハウス、有料老人ホーム、高齢者住宅）

平成18～20年度は計画上、整備を行わないが、介護療養型医療施設の受け皿として介護のついた住まいの整備のあり方を引き続き検討する。